

定期報告書（小規模所有者用）

令和 年 月 日

埼玉県 川越 家畜保健衛生所長 宛

農場名
住所
電子メール
電話番号
FAX番号

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。
 別紙「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

所有者の氏名又は名称						
所有者の住所	郵便番号 ー					
所有者の連絡先	電話番号		FAX番号			
	携帯電話番号		E-mail			
飼養場所の所在地	郵便番号 ー (所有者と同じ住所の場合は記入不要)					
所有者と飼養衛生管理者が異なる場合は下欄に御記入ください。						
飼養衛生管理者の氏名						
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー					
飼養衛生管理者の連絡先	電話番号		FAX番号			
	携帯電話番号		E-mail			
動物の種類及び頭羽数 (毎年2月1日現在の飼育状況を記入)	動物種	牛	水牛	馬	鹿	ひつじ
	品種					
	頭数	頭	頭	頭	頭	頭
	動物種	山羊	豚	いのしし	鶏	あひる(アイガモ含)
	品種					
	頭数	頭	頭	頭	羽	羽
	動物種	うずら	きじ	ホロホロ鳥	七面鳥	だちょう
	品種					
	頭数	羽	羽	羽	羽	羽
	動物種					
	品種					
	頭数	頭	頭	頭	頭	頭

【記入例】

定期報告書（小規模所有者用）

【小規模所有者の記入方法等】

【裏面】

①提出日を記入。

②申請者の住所・農場名・電話番号を記入。

③動物の飼育場所を管轄する家畜保健衛生所名（管轄市町村は下記参照）。

④別紙「個人情報の取扱い」を御確認いただき、同意していただける場合は口にチェックを入れてください。

⑤所有者の氏名又は名称、住所、連絡先（携帯電話番号、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）を記入。

⑥飼育場所が所有者の住所と異なる場合はその住所を記入。

⑦所有者と飼養衛生管理者が異なる場合はその氏名、住所、連絡先（携帯電話番号、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）を記入。
法人や教育機関等で飼養している場合で、従業員や職員の方が管理者となる場合、住所・連絡先は所有者住所・連絡先と同じで構いません。

⑧毎年2月1日現在、飼育する動物種の欄に、品種と頭羽数を記入。品種がわからない場合は未記入で可。

飼養衛生管理者とは
家畜を飼養し、衛生管理する必要がある区域に対し、責任者として1人を選任してください。
所有者自らが管理者となることも可能です。

※犬・猫・兎・インコ等は、
報告の必要がありません！！
(下記の報告対象動物をご確認ください。)

【注意事項】

1 報告対象動物

牛・水牛・馬・鹿・ひつじ・山羊・豚・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう

2 小規模所有者とは ⇒ 報告対象動物を①～④までの頭数を飼育している方です（重複可）。

① 牛・水牛・馬の場合1頭 ③ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合100羽未満
② 鹿・ひつじ・山羊・豚・いのししの場合6頭未満 ④ だちょうの場合10羽未満

3 提出期限

動物を飼養している場所の住所を管轄する4の提出先に、毎年2月1日現在で飼育している動物の状況を、同年の4月15日までに郵送・FAX（この報告書の表面のみ）・E-mailで提出してください。

4 提出及び問合せ先：下記の管轄家畜保健衛生所に郵送またはFAX（この報告書の表面のみ）、E-mailで提出。

(1) 埼玉県中央家畜保健衛生所 〒331-0821 さいたま市北区別所町107-1
電話048-663-3071 FAX048-666-8731 E-mail: m6330714@pref.saitama.lg.jp

《管轄》さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町、春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、蓮田市、宮代町、白岡町、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町

(2) 埼玉県川越家畜保健衛生所 〒350-0837 川越市石田152
電話049-225-4141 FAX049-226-9653 E-mail: r2541411@pref.saitama.lg.jp

《管轄》川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町

(3) 埼玉県熊谷家畜保健衛生所 〒360-0813 熊谷市円光1-8-30
電話048-521-1274 FAX048-526-1063 E-mail: k2112741@pref.saitama.lg.jp

《管轄》秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、本庄市、美里町、神川町、上里町、熊谷市、深谷市、寄居町、行田市、加須市、羽生市

5 その他

報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。

また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。

なお、法令に基づき、本報告に係る事項を当該家畜の所在地を管轄する市町村長に通知させていただきます。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容について同意する場合は「定期報告書」のチェックボックスにチェックを入れてください。

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づく定期報告に係る 個人情報の取扱いについて

都道府県は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された定期報告書等に記載された個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令に基づき適正に管理し、定期の報告に係る業務のために利用します。

また、都道府県は、家伝法第12条の4第1項の規定に基づき報告された個人情報を、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、また、農林水産省へ第三者提供した上で、同省が運用する飼養衛生管理支援システムを利用して定期の報告に係る業務を行うとともに、必要最低限度の範囲内において家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る業務（家きん及び豚等における飼養衛生管理基準の自己点検に関する業務、病性鑑定（発生速報、月報等を含む。）に関する業務、豚熱予防的ワクチンの接種状況の報告に関する業務等をいう。以下同じ。）に利用します。

農林水産省は、提供を受けた個人情報を個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る業務のために利用します。

定期報告書（小規模所有者用）

埼玉県 中央 家畜保健衛生所長 殿

令和 6 年 2 月 1 日

農場名	埼玉 一郎
住所	さいたま市☆☆区○○町△△-□□
電子メール	abcdef@ghij.klm
電話番号	123-456-7890
FAX番号	987-654-3210

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

 別紙「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

所有者の氏名又は名称	埼玉 一郎					
所有者の住所	郵便番号 123 - 456 さいたま市☆☆区○○町△△-□□					
所有者の連絡先	電話番号	123-456-7890	FAX番号	987-654-3210		
	携帯電話番号	111-2222-3333	E-mail	abcdef@ghij.klm		
飼養場所の所在地	郵便番号 123 - 789 (所有者と同じ住所の場合は記入不要) さいたま市★★区●●町▲▲-■ ■					
所有者と飼養衛生管理者が異なる場合は下欄に御記入ください。						
飼養衛生管理者の氏名	浦和 花子					
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 456 - 789 さいたま市※※区◎◎町▽▽-◇◇					
飼養衛生管理者の連絡先	電話番号	098-7654-321	FAX番号	098-7654-321		
	携帯電話番号	444-5555-6666	E-mail	nopqrs@tuvw.xyz		
動物の種類及び頭羽数 (毎年2月1日現在の飼育状況を記入)	動物種	牛	水牛	馬	鹿	ひつじ
	品種	ホルスタイン		ポニー		
	頭数	1 頭	頭	1 頭	頭	頭
	動物種	山羊	豚	いのしし	鶏	あひる (アイガモ含)
	品種		ミニブタ		チャボ	
	頭数	頭	1 頭	頭	5 羽	羽
	動物種	うずら	きじ	ホロホロ鳥	七面鳥	だちょう
	品種					
	頭数	羽	羽	羽	羽	羽
	動物種	鶺鴒				
	品種					
	頭数	10 頭羽	頭羽	頭羽	頭羽	頭羽